

四運海勞第 7 号  
令和6年4月26日

四万十共生事業 株式会社  
代表取締役 佐竹 建亮 殿

四国運輸局海上安全環境部長



## 警 告 書

輸送の安全確保の重要性については、機会のある毎に注意喚起及び指導を行ってきたところである。

今般、令和6年4月3日に、貴社の経営する旅客不定期航路事業のうち四万十川(三里)周遊 三里～今成橋～三里航路において運航する旅客船「勝七」が、三里沈下橋付近を航行中、視界不良により三里沈下橋の橋脚に衝突、旅客9名が負傷する事故が発生した。

これを受けて、当局が、同年4月4日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての安全教育及び事故処理に関する訓練を年1回以上実施していなかったこと等が確認されたことは、極めて遺憾である。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、下記事項について、必要な措置を講ずるよう警告する。

本警告に対して、貴社が講じた具体的措置について、同年5月24日までに、文書により当局あて報告されたい。

### 記

番号	警告事項	違反点数	適用
1	安全統括管理者は、安全管理規程第10条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	2点	安全統括管理者の職務・権限違反
2	運航管理者は、安全管理規程第11条に基づき、湿度の状況により、客室の窓が曇り、視界不良になることに対して具体的な視界確保のための対策を行うなど、船舶の運航に関し、輸送の安全を図ること。	2点	運航管理者の職務・権限違反

3	安全統括管理者は、安全管理規程第49条に基づき、乗組員及び陸上連絡員に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要な事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、周知徹底をはかること。	2点	安全教育の未実施
4	安全統括管理者は、安全管理規程第50条に基づき、事故処理に関する実践的な訓練を年1回以上実施すること。	2点	訓練の未実施
5	経営代表者は、安全管理規程第52条に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状態並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うこと。	1点	内部監査の未実施
6	経営代表者は、安全管理規程第53条に基づき、規程の内容に変更が生じたときは、遅滞なく規定の変更を決定し、四国運輸局へ届け出ること。	1点	安全管理規程の変更義務違反

違反点数合計	10点
--------	-----

備考

「違反点数」については、「人の運送をする船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号 海事局長通達）によるものである。

